

○広島市湯来交流体験センター条例施行規則

平成20年12月16日

規則第106号

改正 平成21年3月31日規則第48号

平成25年7月25日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市湯来交流体験センター条例（平成20年広島市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(供用日及び供用時間)

第2条 広島市湯来交流体験センター（以下「交流体験センター」という。）の施設の供用日及び供用時間は、別表のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

2 条例第16条第1項の規定により交流体験センターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する供用日以外の日に供用し、又は同項に規定する供用時間を延長することができる。

(許可の手続)

第3条 条例第5条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日の6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第5条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平21規則48・一部改正)

(許可を要しない施設等)

第4条 条例第5条第1項の使用について許可を要しない施設は、農業体験場、足湯及び条例第4条第7号の交流体験センターの効用を全うする施設（以下「交流体験センターの効用を全うする施設」という。）とする。

2 条例第5条第1項の専用して使用する者に限り許可を要する施設は、イベント広場、ステージ広場及び交流体験広場とする。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第5条 条例第17条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書により
しなければならない。

2 条例第17条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支計算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平25規則84・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における読替え)

第6条 条例第16条第1項の規定により交流体験センターの管理を指定管理者に行わせる
場合における第3条及び別表の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定
管理者」と、同表中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」とす
る。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第48号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	供用日	供用時間
交流体験館	次に掲げる日以外の日。ただ	午前9時から午後6時まで
屋外ステージ	し、専用して使用しない場合に おけるイベント広場、ステージ 広場及び交流体験広場にあつ ては、1月1日から12月31日ま	午前9時から午後10時まで(工 芸室として使用する場合にお ける工芸室兼楽屋にあつて は、午前9時から午後6時まで)
特産品市場館	でとする。	午前8時から午後5時まで
イベント広場、ステージ広場 及び交流体験広場	(1) 月曜日(その日が国民の 祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)に規定する	午前零時から午後12時まで (専用して使用する場合に あつては、市長が定める時間)

足湯	休日に当たるときは、その直後の当該休日でない日) (2) 8月6日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで
農業体験場	市長が定める日	市長が定める時間
交流体験センターの効用を全うする施設	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで